建設改良費の適切な予算統制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　大阪府からの財政援助大阪府立の５病院を運営する地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「機構」という。）は、大阪府から運営費負担金（毎年度100億円程度）の交付を受けるとともに、建設改良（施設・設備（医療機器を含む）の整備）に係る長期借入を受けている。運営費負担金については、平成24年９月の健康医療部に対する監査結果の中で、負担金の金額及び繰出基準の妥当性を検討するよう求めており、現在、同部において検討が続けられている。同監査結果を受けて平成25年11月に同検討に係るコンサルタントの報告書を入手しており、府の平成26年度当初予算案は、これを踏まえ約20億円が削減されている。２　建設改良費の補正予算　　建設改良費予算は、平成21年度以降各センターの資金収支黒字額が計画を上回った額を経営努力として補正予算を組み、執行している。資金収支黒字額は、実質的に各センターの計画比利益増加額であり、主として医業収益の計画比増加額、給与費の計画比削減額で構成されている。平成24年度は９月と12月の２回、合計で総額21億円の補正予算を組んでいる。　３　医療機器選定のプロセス(1)　予算の場合当初予算では、まず、各センターの医療機器整備委員会で、必要性・緊急度に応じて優先順位付けを行い、本部事務局に申請、総額から配分額を決定し、最終的に理事会で予算決定する。補正予算では、当初予算と同様に本部事務局が総額に基づき各センターの配分額を決定し、理事会で決定する。予算の配当に当たっては、各センターが本部事務局に執行予定明細を提出し、税込１千万円超の機器は整備機器の概要、導入理由・効果等を記載した書類を提出している。(2)　リースによる設備投資の場合平成24年度に急性期・総合医療センター及び成人病センターで内視鏡下手術ロボット「ダヴィンチ」をリースで導入しているが、購入でなくリースのため、機器購入の場合に行う優先順位付けは行われていない。機構によれば、患者への宣伝効果及び医師の教育のために優先して導入したとのことである。「ダヴィンチ」のリース料総額は１台当たり５億円。平成24年度の稼働状態は急性期センター51回、成人病センター36回と少ない。急性期・総合医療センターの場合、導入時点の施設的な制約により週１回程度の稼働しかできない状態であったが、平成25年７月に専用手術室を約80百万円で整備している。４　建設改良費の資金源泉について機構は、府からの長期借入金として、大規模建替工事等の個別事業費を除き、毎年一定の予算枠（22.5億円）を確保しており、大規模改修工事や高度医療機器に優先的に充当し、残額は経常分の機器等に充当している。予算枠を超過した部分に対しては、原則自己収入を充てている。＊平成24年度のキャッシュ・フロー現金預金期首残高32億円、年間の業務活動による収入77億円、投資による支出126億円、長期借入116億円、借入金等の返済額37億円⇒現金預金残高が前年比30億円増加し、期末残高63億円５　今後の資金需要への対応機構は、平成28年度に予定されている成人病センター整備工事等の大規模整備により、次期中期目標期間に向けて、資金需要の大幅な増加が予定されている。一方で、運営費負担金は、妥当な水準の検討により、今後は一定の削減が見込まれている。 | 運営費負担金の妥当な水準が検討中の状況で、以下のように、計画比利益増加額の全額を、補正予算を組んで施設整備を行うなど独立行政法人に求められる企業的経営手法による業務の観点から、予算統制に不備が見受けられる。給与費を定数ベースで編成するなど、当初予算が現状の実績を踏まえた合理的なものでないにも関わらず、予算差異額（計画比利益増加額）を経営努力によるものとして、補正予算を組んでいる。運営費負担金の妥当な水準が明らかでない状況下では、補正予算として運営費負担金が充てられている可能性が否定できない。このことについては、機構に対する平成23年度監査において所見を表明しているにもかかわらず平成24年度にも補正予算が組まれた。補正予算の執行予定明細の別添申請書類において、十分な記載が無いものがある。　（具体例）　・導入理由が「患者のため」など抽象的である　・新規購入の理由、導入効果欄が空欄　・新規設備の購入申請にもかかわらず更新と記載耐用年数が超過した医療機器が多い状況下で、高額医療機器の「ダヴィンチ」導入に関して機構内での優先順位や、大阪市内の２センターで保有する必要性、共同利用の可能性などについて本部事務局で十分に検討していない。　 機構の建設改良費の源泉を分析したところ、精神医療センターの大規模建替工事約100億円の投資があった平成24年度を除き、当期純利益と減価償却費の合計（自己資金）が建設改良費を上回っているにもかかわらず、毎年、府からの長期借入金で施設整備を行っている。自己資金がありながら施設設備の資金源泉を借入金に依っており、決算上も、現金預金と長期借入金が両建で増加している。平成24年度は26億円の利益のうち21億円を補正予算で配分している。＊移行前地方債及び長期借入金　年間返済額及び予定額平成24年度　2,261百万円（返済額）平成28年度　3,694百万円（返済予定額）平成32年度　5,244百万円（返済予定額） | 運営費負担金が妥当な水準となるよう検討を深められたい。機構全体において、自立的な経営を行うための経営管理の観点から、適切な予算統制を行うよう取り組まれたい。　設備予算は、中長期的な計画に従って当初予算を定め、計画的に執行していくことが必要である。利益が出たら配分するというやり方では無く、計画的かつ現実的な見込みに基づいて予算編成を行い、配分及び執行管理を実施されたい。現状では、補正予算として運営費負担金が充てられている可能性が否定できないため、府民への説明責任の観点から、今後の検討結果を踏まえて、その妥当性について明らかにされたい。執行予定明細に添付する書類は適切な内容を記載されたい。各センターの自由裁量を尊重しつつ、特に短期間で投資対象を決める補正予算は、計画的で効率的な投資が行われるよう、本部事務局が予算編成や執行管理の面で統制機能を発揮されたい。　今後、リースであっても、購入整備予算と同様、優先順位を検討するなど、高額医療機器の導入に当たっては計画的に行うことが必要である。「ダヴィンチ」に関しては、導入効果の検証を行うとともに、広報にも工夫を凝らし、有効な活用が促進されるよう取り組まれたい。借入金額の妥当性や必要性、機構の利息負担や大阪府の将来財政負担を十分考慮した資金運営を行われたい。今後の資金需要を考慮して、毎年利益増加額を補正予算で配分してしまうのではなく、中長期的な資金収支を見通して安定的な経営を行うため、利益を内部留保するなど方策を検討されたい。 |
| 地方独立行政法人大阪府立病院機構の見解 |
| １　建設改良費の補正予算今般の負担金検証は、平成26年度以降の負担金水準を検討するために行ったものであり、平成24年度は当時の基準により交付されたものと理解している。平成24年度の補正予算については、資金収支目標の達成を前提に、更なる診療機能の向上や経営基盤の強化、患者サービスの向上を図るため、消防署の指導など緊急に措置する必要があるもの、待合室の改修など患者満足度の向上に寄与するもの、耐用年数を超える医療機器の更新などの整備に充てたものである。２　リースによる設備投資「ダヴィンチ」については、平成25年７月時点で、「都道府県がんセンター」の約半数が既に導入していることからわかるように、都道府県立病院の使命として、民間に先んじて先進的な医療の導入に積極的に取り組む必要があると認識している。急性期Ｃでは保険収載が見込まれる平成26年度に、成人病Ｃでは新病院のオープンに合わせて導入を予定していたが、保険収載が平成24年度となったことから、がん拠点病院としての役割などを踏まえ、導入時期を前倒したものであり、現在では、全国で150台が導入されている。　　なお、同機器導入による採算は確保できないことから、病院全体の経営努力で収支を悪化させないことを前提に導入を決定したところであり、急性期・総合医療センター、成人病センターとも、前年度より医業収支は改善した。３　建設改良の資金源泉平成24年度の現金預金残高が前年比30億円増加しているが、これは、主に未収金が9.7億円減少し、未払金が9.8億円増加していることによる。今後、資金需要の大幅な増加が予定されていることから、一定の資金を確保していく必要があると考えている。長期借入金のあり方については、将来の資金需要を勘案しながら研究していきたい。 |
| 委員意見 |
| 設備投資計画はその資金計画も含めて立案されるべきである。地方独立行政法人化した目的を達成するよう、企業的経営手法を導入し、計画性・透明性の高い法人経営を推進し、府民の真に求める設備投資を計画的に遂行されたい。 |
| 措置の内容 |
| １　大阪府からの財政援助について運営費負担金の水準については、大阪府との協議の結果、適正な水準として整理し、下記のとおり大阪府において措置された。また、自律的な業務運営に努めることについては、以下の３、４、５の項目に記載のとおり対応した。【大阪府における措置】平成25年度に実施した調査分析において、病院が実施する医療を、17項目の「政策医療」と、その他の「一般医療」に区分した上で、患者別に各々の収支を明らかにするため、定量的な分析・検討を行い、大阪府が負担すべき政策医療費の水準及び算定方法（原価計算方式）を算出した。上記の検討結果を踏まえ、平成26年度から運営費負担金の算出については、直近の決算データに基づく原価計算方式を実施している。また、平成27年度の運営費負担金を算出するに当たっては、大阪府が負担すべき政策医療について、平成26年度に監査委員より意見のあった項目を中心に更なる精査を行い、政策医療区分を17項目から12項目に再整理の上、原価計算方式を実施するとともに保健衛生行政経費についても見直しを行った。２　建設改良費の補正予算について平成26年度当初予算より、収入については、診療機能の充実強化等、一定の経営努力を前提として設定している。また、支出については、給与費を給与支給人数で計上する等、より実態に即した見込での予算策定を行い、設備投資については、計画的な整備を推進するために必要となる額を当初予算で措置した上で執行を留保し、収支状況に応じて執行の可否を判断している。３　医療機器選定のプロセスについて平成26年度当初予算より、執行予定の医療機器の明細を添付している。なお、医療機器を計画的に整備するために必要な額を当初予算で措置するとともに、補正予算での対応が必要な場合には、本部において必要性、緊急性等を精査している。リースによる設備投資については、各病院において導入効果を検証した上で、計画的に導入している。また、「ダヴィンチ」については、平成25年度の実績報告から活用状況を確認するとともに、ホームページでの情報提供など病院においてＰＲを行っている。４　建設改良費の資金源泉について長期的な経営状況を見通すため作成している長期収支推計上は、成人病センター建替えに伴う借入金償還等により、累積資金収支が平成26年度の84億円が平成33年度には約14億円まで減少する見込みであるが、一方で著しく老朽化した未建替病院の建物設備及び耐用年数を超過した医療機器の更新が急務である。したがって、平成28年度から平成32年度までの長期借入金の必要額を22.5億円に設定し、中期計画に計上することに加え、中長期的な資金状況の改善を図りつつ、医療機能維持のために必要な設備投資を行うため、平成27年度以降、年度計画を超過した資金収支額の１／２を法人内部留保金、１／２を自己資金投資財源として取り扱うこととした。５　今後の資金需要への対応平成25年度に施設整備積立金制度を創設し、将来見込まれる整備財源等に充てるために内部留保することとし、平成26年度決算までに30億円を積立てた。 |

不適切な資産管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | 固定資産の除却処理については、各センターにおいて、各部署の資産管理担当者から施設保全担当部署に不用品調書が提出され、施設保全担当部署において決裁後、本部へ処分報告が送付されることになっている。今回、固定資産の現物確認を行った結果及び各センターで行っている固定資産実査の結果を閲覧した結果、下記のような事例が検出された。１　固定資産の除却処理漏れについて高額な器械備品の一部（計59件）について現物実査を行ったところ、設備更新済みであるにもかかわらず旧資産の除却処理が漏れている器械備品が４件あった。２　固定資産実査の実査結果未反映について母子保健総合医療センターの平成24年度固定資産実査結果において、現物の有無「無」と報告されているが、固定資産台帳の除却処理がなされていないものがあった。これらは本部における固定資産実査のモニタリング時にも現物がないことが確認されていた。母子保健総合医療センターの実査又は本部モニタリングにおいて現物「無」が確認されていたもの…15点、取得価額計11,152千円、帳簿価額計718千円３　実査計画について平成25年度より実施される実査計画の状況を確認したところ、機構としての細則を１周期の上限を３年とする循環型棚卸を採用することが出来るとされており、３病院（急性期・総合医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター）において、器械備品を取得価額の金額帯で分け、３年で一巡する計画が立てられていた。 | 除却処理漏れは、いずれも各部署の資産管理担当者の申請漏れを要因として発生したものであるが、各部署の所属長、施設保全担当部署及び本部のチェックが不十分であったことも除却処理漏れが発生した要因である。固定資産（リース機器含む）の更新の際に旧資産を除却する場合の事務処理手続について、各部署から除却の報告が確実に行われるとともに、各部署の所属長のみならず施設保全担当部署において除却すべき資産がないかの確認を行い、除却の報告漏れが起こらないような仕組みに変更されたい。実査結果の台帳未反映の要因は、除却処理漏れと同様に、各部署の資産管理担当者の除却申請漏れを要因として発生したものであるが、実査結果報告を受けたにもかかわらず、各部署の所属長、施設保全担当部署において除却処理の報告漏れが発見できない状況も問題である。固定資産実査の事務処理手続について、実査結果を正しく会計処理に反映させることができる仕組みに変更されたい。固定資産の除却処理漏れ及び実査結果未反映が発生している状況において、金額基準で数年に分けて実査を行う循環型棚卸では、固定資産台帳に登録されたものについては確認がなされるが、未登録であるものについて確認がなされないことが懸念される。例えば、ロケーション別の実査を取り入れる、実査済のものには実査済シールを貼付し一巡後消し込むなど、台帳未登録の資産についても確実に確認がなされる方法を採用されたい。 | 固定資産の除却漏れが起こらないよう、固定資産更新時に行う資産登録の様式に、平成26年度から新たに「既存資産の廃棄の有無」欄を設けた。資産が未登録とならないよう、法人化以後に取得した資産については、支払い時に登録を行うシステムを採用している。また未登録がないことを確認するため、平成28年度からロケーション別モニタリング実査を取り入れた。 |

資本的支出の際に付すべき耐用年数の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | １　平成25年３月29日に取得した建物附属設備「受変電設備改修工事」が耐用年数５年で固定資産台帳に登録されているが、新設時の耐用年数は15年（電気設備の地方公営企業法施行規則に定める耐用年数）である。この改修工事は元あった「特別高圧受変電棟」に対する資本的支出であり、元の資産の耐用年数を用いて固定資産台帳に登録されている。元の資産には独法化時点（平成18年度）で中古資産の耐用年数５年が付されている。中古資産の耐用年数について、独立行政法人大阪府立病院機構は、法人税法の個別通達を準用しており、資本的支出の金額が取得価額の50％を超える場合は新規取得の耐用年数15年を付すこととしているにもかかわらず、この改修工事について元の資産と同じ中古資産の５年が付されていた。２　当該受変電設備改修工事は、耐用年数登録誤りの影響により、減価償却費が過大に計上されている。この他に、平成24年度に取得した高額な資本的支出の耐用年数を確認したところ、同様の誤りがあった。これらの改修工事について、耐用年数が正しく適用された場合と比較して、平成24年度は14百万円（取得日から１～３か月分）、１年間で計算すると147百万円の減価償却費の過大計上となっている。 | 平成24年度の高額な資本的支出の中で、耐用年数が誤って登録されているものが４件あった。誤った耐用年数を付すことは毎年度の損益計算をゆがめる結果に繋がるため、修正されたい。また、固定資産台帳を精査し、現在登録されている金額的に重要な資本的支出について、耐用年数が誤っていないか、点検されたい。 個別通達　第５節　中古資産の耐用年数（見積法及び簡便法を適用することができない中古資産）１－５－２　法人が中古資産を取得した場合において、当該減価償却資産を事業の用に供するにあたって支出した資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときは、当該減価償却資産については、別表第１、別表第２、別表第５又は別表第６に定める耐用年数によるものとする。（中古資産に資本的支出をした後の耐用年数）１－５－３　１－５－２の取扱いは、法人が見積法又は簡便法により算定した耐用年数により減価償却を行っている中古資産につき、各事業年度において資本的支出を行った場合において、一の計画に基づいて支出した資本的支出の金額の合計額又は当該各事業年度中に支出した資本的支出の金額の合計額が、当該減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときにおける当該減価償却資産及びこれらの資本的支出の当該事業年度における資本的支出をした後の減価償却について準用する。 | 耐用年数の誤りについては、平成25年度に修正を行い、決算に反映した。なお、現在付されている耐用年数の点検については、重要な資産から平成28年度以降の実査に合わせて計画的に確認を行う。 |

固定資産計上の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | １　大阪府立精神医療センター整備業務費用の概要大阪府立精神医療センター（以下、センターという。）では、平成22年度から平成25年度にかけて、ＰＦＩ手法で大規模な建替工事を行っている。本物件は、主として１期新築工事（病院本体工事・医療観察棟本体工事）、２期解体工事に分類される。１期新築工事は平成25年２月に完成し３月から使用開始、２期解体工事は平成25年12月に完了している。医療観察棟本体工事を除く施設整備業務費用（病院本体工事、第２期解体工事及び備品調達費用等）は、支払が第１回、第２回、割賦支払と３分割されており、内訳は下記のとおりである。ＳＰＣは、第１回支払分を平成25年３月出来高として報告している。　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）２　病院本体工事及び医療観察棟本体工事の固定資産計上について平成25年３月に病院本体工事8,548百万円を会計上建物に計上しているが、それぞれ耐用年数の異なる建物、建物附属設備に正しく分類されていない。固定資産台帳も１本で計上されているため、正しく減価償却計算が行えていない。医療観察棟本体工事591百万円についても、同様である。３　固定資産の計上漏れについて病院本体工事の建築工事費のうち第２回支払対象となっている発電機室工事棟の付属施設工事は、平成25年３月に完成し、使用開始しているにもかかわらず会計上固定資産に計上されていない。４　費用の計上について移転引越費用、建中利息、ＳＰＣの運営経費、その他の費用について、病院本体工事に係る平成24年度中の発生額が把握できないため、計上されていない。 | 当該固定資産上の不備事項は、ＰＦＩ手法による建て替え工事であり、第２期解体工事までの全て終了し、ＳＰＣから報告を受けなければ、詳細な内訳や完成時期、費用の発生額などについて、センターでの把握が困難であったことにより発生したものである。監査実施日（平成25年11月29日）現在でも、詳細な内訳等は不明であった。ＳＰＣから報告を受け次第、平成25年度中に固定資産の取得価額及び減価償却費を修正されたい。当初の事業スケジュールが平成22年２月から平成25年８月までにわたり、平成24年度中に本体病院施設及び医療観察棟の出来高譲渡を受け使用開始することを予定しているにもかかわらず、適正な平成24年度決算を行うために正確な報告をさせるよう事前に検討されていなかった。また、今後同様の大規模工事を行うときは、決算を念頭に置いて正確な報告をさせるよう事前に検討されたい。（参考）ＰＦＩについてＰＦＩとは公共事業を実施するための手法の一つである。民間の資金と経営能力・技術力を活用し公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。以下のメリットがあると考えられている。・民間事業者のノウハウ・創意工夫の活用・民間事業者との適切なリスク分担・財政負担の縮減・支払方法の柔軟な設定ＰＦＩ事業者（建設会社、維持管理会社、医療関連業務提供会社等の民間事業者）が共同でＳＰＣ（特別目的会社）を設立し、ＳＰＣとの契約により各事業者が施設整備業務、維持管理・医療関連サービス等業務を提供する。府立病院機構は、ＳＰＣとＰＦＩ事業契約を締結する。契約において、業務分担、リスク分担等を詳細に定める。 | 精神医療センターの建替に伴う固定資産の取得価額及び減価償却費については、ＳＰＣから報告を受け、平成25年度に正しく修正計上した。 |